

5年以内の見直し対象条例の見直しの手続き及び平成29年度児福審子ども育成分科会の開催予定について

1. 対象条例

名称	番号	公布日	施行日
児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例	平成24年条例第60号	H24.12.19	H25.4.1
指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例	平成24年条例第61号	H24.12.19	H25.4.1
指定障害児入所施設等の人員等に関する基準等を定める条例	平成24年条例第62号	H24.12.19	H25.4.1

平成25年4月1日施行の上記3条例で、附則に、「この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとする。」と規定された条例。

2. 見直しの手続き

対象となる条例は、児童福祉審議会への諮問・答申を経て制定したという経過を踏まえ、見直しについても、児童福祉審議会に諮問することとしたい。

3. 児童福祉審議会等スケジュール(案)

H29年度	児童福祉審議会(こども育成分科会)			議会
	5年以内の見直し関係(諮問・答申)	保育士等特例配置関係(意見聴取)	認可・施設整備他(意見聴取)	
4/20(木)	諮問(全体会)			
5月下旬	第32回 検討	市の方向性を提示し意見聴取		
6月				・保育士等特例配置に係るパブコメ実施 予告一般報告(実施する場合)
7月中旬	第33回 検討	パブコメ実施		
8月下旬	第34回 検討 パブコメ案		第34回 意見聴取	
9月～ 10月	見直しの有無にかかわらずパブコメ 実施(9月～10月上旬)			・保育士等特例配置に係る条例改正議案 提出(実施する場合) ・5年以内の見直しに係るパブコメ実施 予告一般報告
11月上旬	第35回 答申案検討、答申(全体会)			
12月中旬			第36回 意見聴取	・改正条例議案提出(見直しありの場合)